

## 第28回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成28年10月14日（金）午前9時30分から10時30分

2 開催場所 光市役所大和支所 第2会議室

3 出席委員（22人）

1番	林	敏文
2番	河村	明
3番	熊野	茂公
4番	埤田	定
5番	林	清市
6番	繁本	武紀
7番	神田	公司
8番	大嶋	順子
9番	上野	政之
10番	城	俊治
11番	中邑	照司
14番	西岡	宏道
15番	久保田	等
16番	小田	博
18番	松浦	信行
19番	藤本	準一
20番	藤井	訓志
21番	弘田	靖
22番	林	節子
23番	山本	忠男
24番	吉原	則行
25番	田村	耕一（会長）

4 欠席委員（3人）

12番	杉尾	正
13番	田村	浩昭
17番	宮内	昭寿

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について

報告 第1号 農地法第4条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第2号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第3号 農地法施行規則第29条第1号の認定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 國本 正和

農地係長 川村 彰

農政振興係長 松原 耕二

議長

みなさんおはようございます。

只今から第28回農業委員会総会を開会します。

本日の総会にあたり、12番 杉尾 正 委員、13番 田村 浩昭 委員、17番 宮内 昭寿 委員、より欠席の連絡がありましたので御報告いたします。

本日の出席委員は22名で定足数に達しており、総会は成立しています。次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(なしの声)

議長

それでは、本日の議事録署名委員は、7番 神田 公司 委員、8番 大嶋 順子 委員 をお願いします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の松原係長を指名いたします。

それでは議事に入ります。

事務局

総会議案の1ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について」をご説明します。

今月の申請は1件でございます。

では番号の1番をご説明いたします。

別紙「位置図」、第5条の番号1をお開きください。議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

本件は、売買による農地の所有権の移転に伴う転用許可申請となっております。

申請者は、譲渡人は大字小周防の方で、譲受人は市内に本店を有し土木工事業を営む法人です。

また、申請のあった土地は、大字小周防地内にある農地で、光市役所周防出張所から南東約40mに位置し、付近は別紙「位置図」のとおりです。

地目は田、面積が2,512㎡の自作地です。ここを転用し、業務上必要な駐車場及び資材置場として利用したいとのことで申請が出されたものでございます。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。  
まず「農地の区分」ですが、公共施設から近距離にあり、農地法施行規則第43条第2号該当により「第3種農地」と判断します。

また、「転用の目的」については、隣接する本店事務所との一体的かつ効率的な事業を行うということであり、適当と考えます。

続きまして、「資力及び信用」についてですが、自己資金を活用することです。預金残高から資力は十分であることを確認しておりますので、適当であると考えます。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地台帳によると貸借等の関係もなく、該当しないと考えます。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、許可後から2年以内に完了する計画となっており、確実であると考えます。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、転用面積が1,000㎡を超えるため開発許可の対象となる事案ですが、市の開発指導所管課によりますと、本件は建物の建設を伴わないため、許可は不要であるとのことでした。

許可以外の手続きとして、本事案については「開発行為でない旨の届出」を提出しており、受理されていることを確認しています。

また「一体利用地の利用見込み」については、法人が所有する本店事務所敷地との一体的な利用となるため特に問題はございません。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、事業計画書や土地利用計画図等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、隣接する農地の所有者と水路の確保等において協議済みであり、日照・通風を阻害するような建物の建設もないため、問題ないものと考えます。

検討事項についての説明は以上でございます。

なお、この件につきましては地区担当委員の久保田 等 委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

議長 久保田委員、補足説明をお願いします。

15番 今、事務局から説明がありましたとおりで、地区担当としては特に問題ないと考えております。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。  
議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

事務局 続きまして報告事項ですが、1号については議案の1ページ、2号、3号については2ページをご覧ください。

報告第1号「農地法第4条転用届出に係る局長専決処理について」です。

届出の件数は、1件のみでございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第2号「農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について」です。

届出の件数は、番号1番から3番の3件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第 3 号「農地法施行規則第 29 条第 1 号の認定について」です。

届出の件数は、1 件のみでございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局  
長専決により受理いたしました。

以上、ご報告いたします。

議長

只今の報告第 1 号から 3 号について、質問、意見等がございましたら  
お願いします。

(なしの声)

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますの  
で、御了解いただきたいと存じます。

以上で第 28 回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、平成 28 年 10 月 14 日開催の第 28 回光市農業委員会総会  
の議事録である。

平成 28 年 月 日

光市農業委員会 会長 田村 耕一

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 \_\_\_\_\_ 印

光市農業委員 \_\_\_\_\_ 印